

平成18年度診療報酬改定の結果検証に係る特別調査
(平成19年度調査)の実施について(変更案)

1 目的

平成18年7月12日に中央社会保険医療協議会診療報酬改定結果検証部会(以下「検証部会」という。)において策定された「平成18年度診療報酬改定結果の検証方針」(以下「検証方針」という。)に基づき、特別調査(平成19年度調査)を実施し、検証部会における平成18年度診療報酬改定の結果検証のための資料を得ることを目的とする。

2 調査の実施方法

特別調査は、外部委託により実施することとし、実施に当たっては、調査機関、検証部会委員、関係学会等により構成された「調査検討委員会」により、具体的な調査設計及び集計、分析方法の検討を行う。

3 調査項目

以下に掲げる9項目の調査について、平成19年度当初より着手することとする。

- ・ セカンドオピニオン外来実施医療機関の利用状況調査(別紙1)
- ・ 生活習慣病管理料算定保険医療機関における患者状況調査(別紙2)
- ・ 地域連携診療計画管理料算定保険医療機関における連携体制等の状況調査(別紙3)
- ・ 紹介率要件の廃止に伴う保険医療機関への影響調査(別紙4)
- ・ 医療安全管理対策の実施状況調査(別紙5)
- ・ 褥瘡管理対策の実施状況調査(別紙5)
- ・ 透析医療に係る改定の影響調査(別紙6)
- ・ ニコチン依存症管理料算定保険医療機関における禁煙成功率の実態調査(平成18年度からの継続調査)(別紙7)
- ・ 後発医薬品の使用状況調査(平成18年度からの継続調査)(別紙8)

後発医薬品の使用状況調査（案）

<調査概要>

保険薬局に対し、「後発医薬品への変更可」とされた処方せんの受付状況、実際に後発医薬品を調剤した患者数等の状況の調査等を行う。

<調査項目>

- ・ 処方せん受付回数のうち後発医薬品への変更可とされている処方せん受付回数
- ・ 後発医薬品への変更可とされている処方せん受付回数のうち、実際に後発医薬品を調剤した回数
- ・ 後発医薬品へと変更された事例の薬剤料に関する情報
- ・ 後発医薬品情報提供料等の算定回数

等

<調査客体>

保険薬局の中から抽出した薬局及び保険医療機関（抽出方法及び客体数は検討委員会で決定）

<調査スケジュール>

平成19年4月 調査設計、調査票等の検討
調査客体の選定
6月 調査実施
7月 調査票回収、集計
9月 調査結果報告